

3. 中部大学知的財産ポリシー

1. 目的

中部大学は、「中部大学社会連携ポリシー」に基づいて本学と地域社会との幅広い交流を進め、新しい時代にふさわしい社会貢献の姿の追求を行い、社会的存在としての大学の役割を果たすために、本学の責任を自覚し、中部大学の知的財産の取扱方針を定めるポリシーの策定を内外に公表するものである。

2. 知的財産に関する基本的考え方

大学の使命は、言うまでもなく教育と研究であるが、これからの大学は学内での活動の枠を越えて研究成果を社会に問いかけ、社会に還元し、社会貢献を果たすべきものと考えられる。もし、大学から社会への貢献が少ない場合、社会から教育・研究資源を託されることが少なくなり、結果的に教職員希望者、入学希望者から敬遠され、社会的な存在意義が薄れていく可能性が高いと考えられる。

社会連携活動を円滑に行うための一方策として、知的創造物の保管・管理・活用のための仕組みを創設し、円滑に運用することが極めて重要である。

中部大学における知的創作物に関し、適切な範囲で知的財産権として保護し、有効な利用を促すために本ポリシーを定める。

中部大学のすべての教職員とそれに準ずる者は、本ポリシーの要請にしたがって報告とそれに伴うすべての責務を負う。

3. 本ポリシーの適用対象者

本ポリシーの対象者は、次の通りとする。(以下、本ポリシーの対象者を「教職員等」という)

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学の客員研究員、本学研究支援者制度による研究員、非常勤教職員及び学生の内、本ポリシーの適用を受けることに同意した者

4. 知的財産の帰属・承継

中部大学において創造された知的財産については、社会の一員としての立場をわきまえ、本学の「教職員等」は、創造された知的財産にとって適切に社会貢献の方策を探らねばならない。

本学における知的創作物が職務発明による知的財産権として保護されるべきものと判断された場合、その知的財産の普及を促進し、社会に貢献し、結果として本学の研究活動を活性化させる循環システムを構築することを目指す。

また、公的資金を使った成果として得られた知的財産権は、「産業活力再生特別措置法」により大学が権利を持つことができるため、大学の適切な管理・活用が社会的に期待されている。

中部大学は、創作者の名誉と権利を保護し、知的財産の活用による社会貢献を進め、結果として適正な技術移転収入を得ることにより、知的財産の創作者に適切なインセンティブを与えると共に、大学内で創造された知的財産を管理・活用していくための仕組みを設けることとする。

(1) 大学帰属とされた知的財産権の維持・管理

職務発明として大学帰属とされた知的財産権の出願、登録、保管、譲渡、廃棄等に伴う一切の維持・管理は、本学が行うものとし、その費用は原則大学が負担する。

(2) 「教職員等」が異動した場合の取扱い

「教職員等」が異動（退職、あるいは契約満了等を含む）した場合においても、異動前の発明等が職務発明に該当するのであれば、本学にその権利が帰属する。

(3) 不服申し立て

「中部大学発明規程」に規定された発明考案委員会による職務発明に該当するか否かの決定に不服のある「教職員等」は、その決定等の通知を受けた日から2週間以内に、不服を申し立てることができるものとする。

5. 本ポリシーが対象とする知的財産

本学から創出される知的創作物としての知的財産には様々なものがあるが、その種類によって法律の取扱いが異なるため、次のような分類によりその取扱いを定める。

- ① 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠、育成者権の対象となる品種（以下、これらをまとめて「発明等」という。）
- ② 回路配置利用権の対象となる回路配置（以下、「回路配置」という。）
- ③ 著作権の対象となる著作物（以下「著作物」という。）
- ④ 研究開発成果としての有体物（以下「研究マテリアル」という。）

(1) 「発明等」について

(a) 帰属

本学は、「発明等」の創出、保護、管理および活用について、本ポリシーの適用対象者が、「本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が、本学における当該発明者の現在または過去の職務に属する発明」（以下「職務発明」という。）をした場合、その職務発明は、本学がその権利を承継する。

(b) 「職務発明」の認定

本ポリシーの適用対象者の創成した発明が、職務発明に該当するか否かについては、「中部大学発明規程」に従って発明考案委員会が決定を行う。発明考案委員会は当該案件の産業上の利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用などを総合的に判断して行う。

(c) 出願

本ポリシーの適用対象者が行った発明を特許庁に出願するまでの手続きについては、「中部大学発明規程」に別途定める。発明が認められて登録されると独占的、排他的な権利として成立するが、他方で、出願から登録及び権利の維持のための年金支払まで本学から相当の支出が必要となる。従って、発明を出願するか否かの判断に当たっては、その権利化の可能性や社会への貢献可能性のみならず、市場性、権利化費用などを総合的に考慮して発明考案委員会が決定する。

(d) 活用

本学が知的財産について取り組む狙いは、本学の研究活動により得られた知的財産を社会で有効に活用し、社会貢献を果たすことにある。更に適切な対価が本学に還元されることにより、研究者へのインセンティブと研究環境の改善により、更なる研究の高度化と研究成果の創出が期待される。従って、本学が学外の者に発明に係る権利を活用させる場合において、どの者に活用させるか、権利を譲渡するか、ライセンスを付与するか、独占的ライセンスとするか、どの程度の対価（不実施補償を含む。）を求めるかなどを決めるに当たっても、新産業を創出し、本学の社会貢献の最大化を図るという基本的観点のもとで、事実に応じた柔軟性を維持しつつ、個別に決定する。

なお、TLOなど外部機関との連携にも心を配り、これらの権利の有効な活用を図ることを促進する。

(e) 発明の創作者に対する補償

本学は、発明をした者から発明に係る権利を承継して取得した場合には、その者に対して出願時に補償金を支払う。

更に、本学が発明に係る権利の譲渡またはライセンスによって対価を得た場合には、本学の研究活動がよりいっそう活性化すること目的として、発明を創作した者と本学の間でその収入を分配する。

なお、詳細については、「中部大学発明規程」および「利益相反ポリシー」で別途定める。

(2) 回路配置について

(a) 帰属

本ポリシーの適用対象者が職務上創作をした回路配置については、本学を当該

回路配置の創作をしたものと看做す。但し、法令、本学内の諸規程、権利取得可能性、市場性など様々な観点から本学が創作者にならないと決定したものについては、最初から本学はその創作者ではなく、当該回路配置を創作した者を創作者とする。

(b) その取扱い

回路配置利用権を本学で取り扱った事例は限られているので、取扱いに関する規程については必要に応じて別途整備する。

(3) 著作物について

(a) 著作物の分類

本ポリシーでは、著作物を以下のとおりに分類する。

- ① コンピュータプログラムの著作物
- ② データベースの著作物
- ③ 上記①②以外の著作物

以下では①②の著作物を合わせて「プログラムなどの著作物」といい、③の著作物を「その他の著作物」という。

(b) プログラムなどの著作物

プログラムなどの著作物の取扱いについては、本学の発意に基づいて本学の業務に従事する「教職員等」が職務上作成する著作物を「職務著作」とし、「職務著作」に該当するプログラムなどの著作者は本学とする。

(c) その他の著作物について

その他の著作物については、いわゆる職務著作について定められた著作権法第15条1項の規定に拠って原則として帰属が決められる。

なお、研究支援センターは原則としてその他の著作物を取扱わない。但し、発明など他の知的財産に関係する場合や著作者が希望する場合などにおいては、その帰属を含めた取扱いについて別途協議することがある。

(4) 研究マテリアルについて

本ポリシーの適用対象者が研究開発を行うに当たり、その研究開発成果として様々な有体物を創作し、または、取得することがある。本学において創出または取得された研究マテリアルに関する規程や、学外から学内に研究マテリアルを受け入れる場合の取扱いに関する規程については、本学および他の大学の事例などを検討しつつ、必要に応じて別途整備していくこととする。

6. 大学と社会連携を図る外部機関との研究契約及び知的財産契約の締結指針

(1) 産業利用目的の技術移転活動に係る契約締結方針

受託研究、共同研究、奨学寄附金などの研究契約締結及び委託研修員の派遣などの産業利用目的の技術移転活動に係る契約については、契約リスクを考慮し、契約時に適切な措置を講ずる必要があるため、研究支援センターのアドバイスと適切な関与のもとで学長が承認するものとする。

(2) 学術交流活動に係る契約締結方針

学術交流活動については、更なる研究水準の高度化に向けて、教職員等の自発性を尊重しながら積極的に推進しなければならない。それに係る契約については、教職員等、あるいは部局の適切な判断に基づいて、柔軟で簡素化された契約手続きに沿って進められるように配慮するものとする。

(3) その他の社会連携活動に係る契約締結方針

その他の社会連携活動の実施可否の決定は、本ポリシー、利益相反ポリシー、あるいは本学で定める他の関連する規程に沿って行われる限り、直接実施する教職員等、あるいは担当する責任部局の判断に基づき行われるものとする。

7. 学外交流において創出された知的財産に係る権利の帰属

受託研究・共同研究などの学外交流に際して本学と学外の交流先企業などとの間で、これらの学外交流において創出された知的財産に係る権利は、次のように帰属するものとする。

- ① 学外交流において本学の研究者または交流先企業等の研究者が独自になしたと認められる発明等、著作物、ノウハウ等の知的財産権および知的財産権を受ける権利は、当該権利等を創出した本学の研究者若しくは本学、または交流先企業等の研究者若しくは交流先企業の単独所有とする。
- ② 学外交流において本学の研究者および交流先企業等の研究者が共同して創出した発明等、著作物、ノウハウ等の知的財産権および知的財産権を受ける権利は、当該権利等を創出した本学の研究者若しくは本学、および交流先企業等の研究者若しくは交流先企業との共有とする。

8. 守秘義務について

本学が企業などと研究交流を行うにあたり、その交渉の過程で企業等から守秘義務を求められる場合がある。また、これとは逆に、本学から企業等に対し、守秘義務を求める場合がある。これらの場合、研究支援センターは関係者からの相談に応じ、秘密保持覚書の雛形などを提示して適切に対応する。

9. 学生に関する取扱いについて

大学学部生および大学院生（以下「学生」という）に関しては、大学における通常の研究活動の範囲では本ポリシーの適用対象者とならないが、本学と雇用契約を締結するなどして本学との間で契約を結べば本ポリシーの適用対象者となる。この場合は、学生の教育を受ける権利や選択の自由などを損なわないように配慮しなければならない。

但し、学生にとっては、指導教員等と共に本ポリシーの適用対象となることによって、発明などを本学に一元管理させることが可能となるので、研究室内の統一的な指針のもとで研究・教育に専念できることとなり、利点が大きいと考えられる。

10. 本ポリシーの適用時期

本ポリシーは、2007年1月1日より適用する。それ以前の事例については、遡っては適用しない。